

各家庭に配布済資料

令和3年2月15日

荒牧町々民の皆様

自治会長 大野 啓一

荒牧町自主防災の諸行事中止のお知らせ（お願い）

立春の候、町民の皆様におかれましてはご健勝のことと存じます。

さて、皆様方ご承知の通りコロナ感染者は群馬県におきましても依然として増加し、県内は警戒度4として予断を許さない状況となっております。

当荒牧町自治会におきましては、例年ですと2月時期に自主防災の行事として避難訓練や防災講和等を実施しておりましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染防止の観点からして自治会活動の自粛要請の最中であり、よって先の諸行事を中止することにしました。なにとぞよろしくお願いいたします。

町民の皆様方には引き続き今まで以上の感染防止に努めていただくようお願いいたします。

記

1 お知らせ事項

(1) 荒牧町の避難場所について

災害は、いつ起こるかわかりません。各家庭で地域の避難場所や、家族の連絡方法、集合場所等について話し合う機会をもってください。

- ・指定避難場所「荒牧小学校」 荒牧町、荒牧町二・三・四丁目区域の皆さんが対象(別紙1のとおり)
- ・指定避難場所「桃川小学校」 荒牧町(国道17号以東)、荒牧町一丁目区域の皆さんが対象(別紙2のとおり)

(2) 防災備品について

荒牧町の防災備蓄の保管場所は、荒牧町公民館敷地内に自主防災器具収納庫があります。

今後も備品の充実を図っていきます。各家庭でも三日分くらいの備蓄を進めてください。

2 その他

公民館の利用にあたってですが、コロナ感染予防のため当分の間少人数での利用、延期、中止等を検討してください。

災害時の指定避難所

《荒牧小学校》に関するお知らせ

災害発生時に、あなたが住んでいる地域で安心して避難できる場所はどこなのか、事前に確認しておきましょう。

～もしものときに備えて～



大きな災害が起きたとき
近所のどこに避難所があるか
ご存知ですか？



指定避難所とは

- 指定避難所（二次避難所）とは、災害発生後の一定期間、避難者が滞在・生活することを想定した施設です。
- 緊急避難場所（一次避難所）は、災害から身を守るために緊急的・一時的に避難する場所です。
- 避難は、必ず「一次」から「二次」の順番で避難しなければならないものではありません。状況に応じて、指定避難所に直接向かうなど、安全を確実に確保できる行動をとりましょう。
- 市が定める避難対象地区は、ご近所同士がまとまって避難できるようにあらかじめ定めたものです。指定された場所以外に避難してはいけないということはありません。災害の状況に応じて、柔軟な行動をとりましょう。
- 指定避難所は、災害時には地域における情報発信や物資配給の拠点となります。

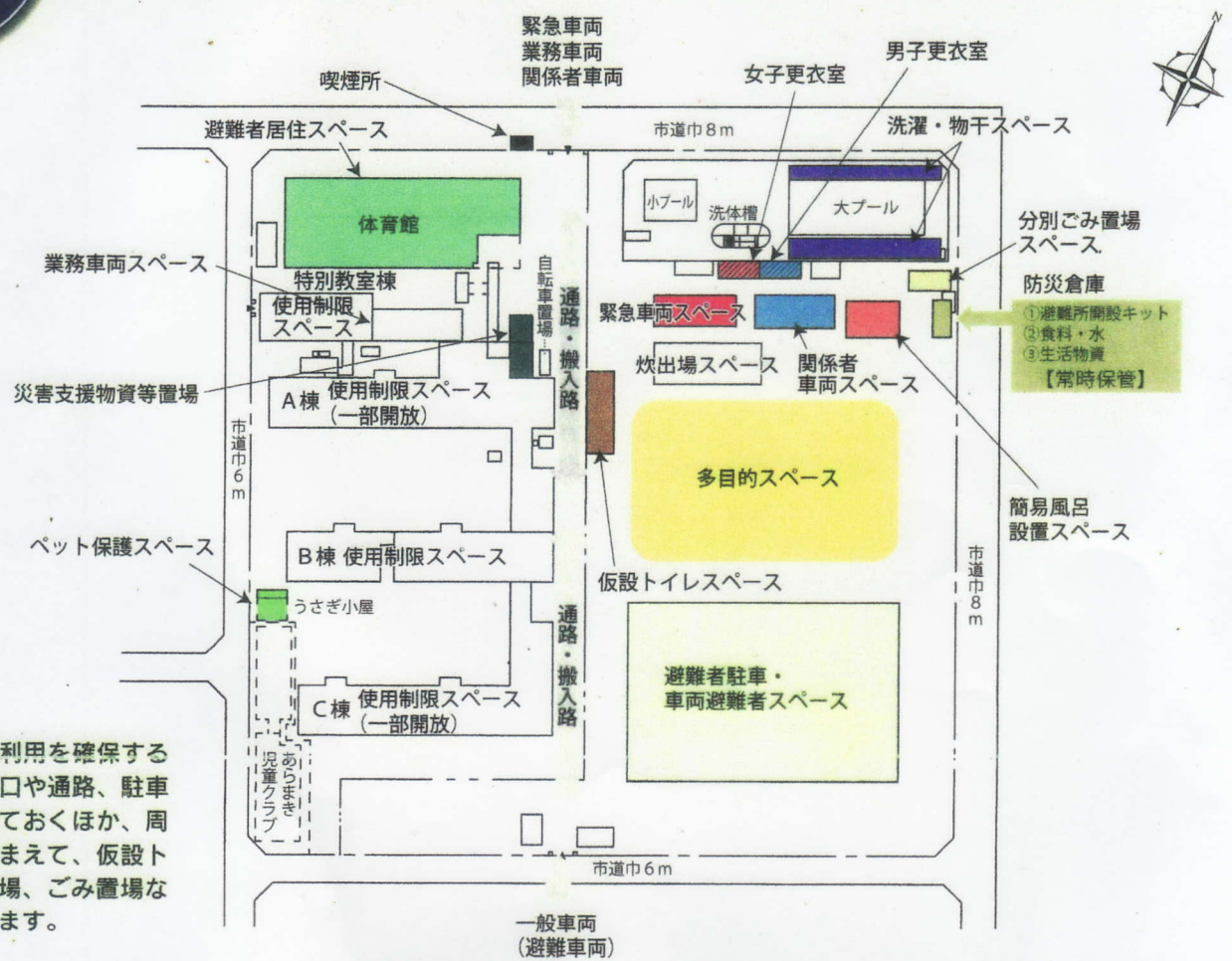
指定避難所「荒牧小学校」の避難対象地区

荒牧町、荒牧町二丁目、荒牧町三丁目、荒牧町四丁目、田口町（国道17号以西）、関根町二丁目、関根町三丁目、川原町

※災害の種類（地震、風水害）で避難所が異なります（浸水想定区域内の避難所は開設しません）
※指定避難所への避難は「徒歩」で行いましょう。

施設配置図

学校の敷地及び施設配置にあわせて避難所に必要とされる機能を配置します



校庭の安全利用を確保するため、出入口や通路、駐車場所を決めておくほか、周辺環境を踏まえて、仮設トイレや炊出場、ごみ置場などを配置します。

災害時の指定避難所

《桃川小学校》に関するお知らせ

災害発生時に、あなたが住んでいる地域で安心して避難できる場所はどこのか、事前に確認しておきましょう。

～もしものときに備えて～



大きな災害が起きたとき
近所のどこに避難所があるか
ご存知ですか？

○前橋市

指定避難所とは

- 指定避難所（二次避難所）とは、災害発生後の一定期間、避難者が滞在・生活することを想定した施設です。
- 緊急避難場所（一次避難所）は、災害から身を守るために緊急的・一時的に避難する場所です。
- 避難は、必ず「一次」から「二次」の順番で避難しなければならないものではありません。状況に応じて、指定避難所に直接向かうなど、安全を確実に確保できる行動をとりましょう。
- 市が定める避難対象地区は、ご近所同士がまとまって避難できるようにあらかじめ定めたものです。指定された場所以外に避難してはいけないということはありません。災害の状況に応じて、柔軟な行動をとりましょう。
- 指定避難所は、災害時には地域における情報発信や物資配給の拠点となります。

指定避難所「桃川小学校」の避難対象地区

荒牧町(国道17号以東)、荒牧町一丁目、日輪寺町、川端町、田口町(国道17号以東)、関根町、関根町一丁目

※災害の種類（地震、風水害）で避難所が異なることがあります（浸水想定区域内の避難所は開設しません）。
※指定避難所への避難は「徒歩」で行いましょう。

施設配置図

学校の敷地及び施設配置にあわせて避難所に必要とされる機能を配置します

